

締約国に関する情報 MX	メキシコ 一般情報	附属書 B 1 MX
国内官庁の名称	Mexican Institute of Industrial Property (メキシコ工業所有権機関)	
所在地及び郵便のあて名	Arenal 550, Col. Pueblo Santa Maria Tepepan, C.P. 16020, Ciudad de México, Mexico	
電話番号	(52-55) 5334 07 00 (内線 10606, 10010)	
ファクシミリ装置	(52-5) 555 44 31	
電子メール	epct@impi.gob.mx	
インターネット	www.impi.gob.mx	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか?	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に国際出願がWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか?(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
メキシコの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりメキシコ工業所有権機関 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
メキシコが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	メキシコ工業所有権機関(国内段階参照)	
メキシコを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するメキシコの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	特許付与後, 出願人には国際出願の国際公開から特許付与までの間について損害賠償請求の権利が与えられる。この目的のためには, 国際公開がスペイン語で行われていない場合, 出願人は国際出願のスペイン語による翻訳文をメキシコ工業所有権機関に提出しなければならない。国際出願のスペイン語による公開がされた日から仮保護が適用される。	

[次頁に続く]

MX

メキシコ（続き）

MX

メキシコが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

メキシコが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）